

医療関係団体の皆様へ

令和3年4月7日
独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部

新型コロナウイルス対応支援資金に乘じた悪質な業者・不審な勧誘に係る注意喚起について

当機構では、新型コロナウイルス感染症により事業停止等になった福祉関係施設・医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しておりますが、当該資金に関して、悪質な業者や不審な勧誘の情報が寄せられております。

- 【事例1】 機構への融資申込を代行し、多額の手数料を受け取ろうとする事例
- 【事例2】 融資額の1割を手数料として支払えば、当機構の融資の半額の返済が不要になると虚偽の情報を提供し勧誘する事例
- 【事例3】 特定の団体を通じて申込みをしなければ、当機構の融資が受けられないと虚偽の情報を提供し勧誘する事例
- 【事例4】 LINEを通じて、診療所等を経営する医師に向け、多額の手数料を支払えば返済不要となる特別な融資枠があると虚偽の情報を提供し勧誘する事例
- 【事例5】 医療機関に訪問のうえ、偽造されたWAM身分証明書や名刺を提示して顧客を信用させ、返済不要の特別融資があると勧誘する事例
- 【事例6】 慈善事業に寄付すれば、借入金の返済が免除となる虚偽の情報を提供し勧誘する事例 など

当機構のホームページにおいても注意喚起にかかる内容およびチラシを掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください

【機構ホームページ】 https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

なお、当機構ホームページに掲載している注意喚起のチラシを送付させていただきます。ご多忙のところお手数をおかけして申し訳ございませんが、ホームページや会報等に掲載いただき、注意喚起にご協力いただけますと幸甚です。

お知らせ

新型コロナウイルス対応支援資金に 乗じた悪質な業者・不審な 勧誘にご注意ください

独立行政法人福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症に際して、新型コロナウイルス対応支援資金により、福祉施設・医療関係施設等に対してご支援を行ってまいりました。

当該資金に関して、悪質な業者や不審な勧誘の情報が寄せられていますので、ご注意ください。

事例 1



業者に1割の手数料を支払えば、福祉医療機構の貸付金の半額を支払う必要はなくなる



そのような事実はありません。契約内容どおりに債務全額をご返済いただきます

事例 2



WAM身分証明書や名刺を提示して信用させ、返済不要の特別融資があると勧誘する



WAM職員が訪問して勧誘することはありません。身分証明書や名刺は偽造されている可能性があります。

上記以外にも、言葉巧みに「～の費用が必要」や「特別に支払いを免れる」などという発言は、すべて詐欺です。

悪質な業者は、実在の福祉医療機構職員の名を騙ったり、福祉医療機構職員の名刺を利用して、もっともらしく勧誘をしてくることもあります。

日々の取引がない業者からの怪しい勧誘やうまい話にはくれぐれもご注意ください。福祉医療機構は、このような行為を行う団体とは一切関係ありません。



怪しい勧誘は鵜呑みにせず下記連絡先までご確認ください。

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル :0120-343-862

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル :0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合 :03-3438-0403